

風致地区に関するよくある質問

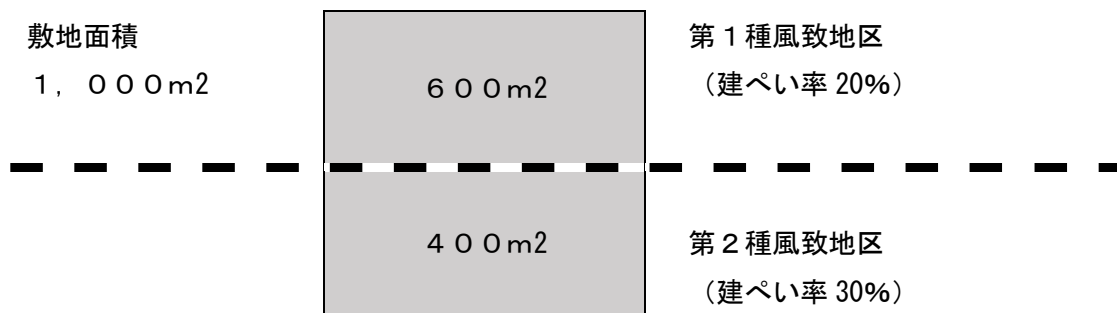
Q 1. 行為地が風致地区の内外にわたる場合は？

A. 風致地区内の部分に限り条例による建築等の規制が適用されます。

Q 2. 行為地が種別の異なる風致地区にわたる場合は？

A. 各種別の部分において、それぞれ該当する基準が適用されます。ただし、建ぺい率は、建築基準法第53条第2項の規定に準拠します。

【例】



この場合の建ぺい率は、次のとおりとなります。

$$(600 * 20\% + 400 * 30\%) / 1,000 = \underline{\text{建ぺい率 24\%}}$$

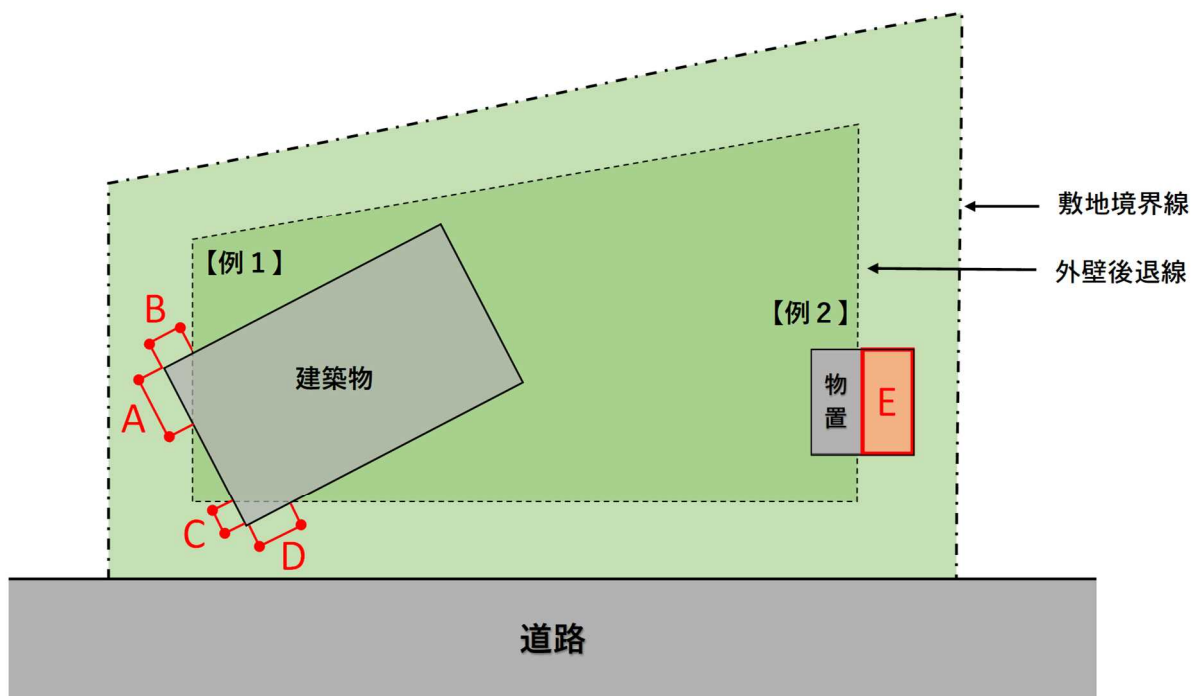
Q 3. 建築物等の色彩の規制は？

A. 風致の維持に支障を及ぼすおそれが大きいと考えられる原色、蛍光色を極力避けたものとしてください。また、屋根、外壁ほか建築物、工作物に用いる仕上げ材料は、光沢の少ないものとし、塗料は艶消しのものを使用してください。

Q 4. 外壁の後退距離の制限の緩和はありますか？

A. 外壁の後退距離の基準に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合、後退距離の制限が緩和されます。

1. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下
【例1】「 $A+B+C+D \leq 3\text{m}$ 」であれば、緩和されます。
2. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内
【例2】軒の高さ $\leq 2.3\text{m}$ かつ 「 $E \leq 5\text{㎡}$ 」であれば、緩和されます。



Q 5. 建ぺい率、高さ、後退距離は、用途地域と風致地区のどちらの規制が優先されますか？

A. それぞれ規制の厳しい方が優先されます。